

NPO法人ジェントルハートプロジェクト 小森美登里

1. 私は、NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事として、先月27日に私の講演回数は1,000回目を迎えました。講演の約8割が学校と教員が対象です。現場の声を直接聞く機会に大変多く囲まれた立場と言えます。法律施行後も多くの先生方から、この法律に対する戸惑いや、その現状を伺いましたのでご報告致します。

実は、大変残念なことですが、法律や国の基本方針の内容を正しく学んでいない教員が圧倒的に多いというのが私の実感です。

一方で、多くの教員が法律を理解する意欲的な姿勢を持っているとは思えず、その結果この法律の意味すら理解されていませんので、現場は何をやっても良いのか全く想像がつかないと、非常に戸惑っている状況です。

さらに、そもそも多くの教員にいじめに対する理解がされておらず、対応能力が身に付いていません。その理由としては、教員にいじめの研修が徹底されていないことにあると思います。

2. その様な中、学校で、いじめ防止対策推進法22条のいじめ対策委員会を立ち上げる訳ですから、学校の実情に応じた新たな発想も思い浮かばず、肝心な予防策も、今まで効果の無かった事を再度焼き直すことや、市や県が作った指針に添ったものをたたき台としてとりあえず作り、「いじめの情報は抱え込まずに共有しましょう」というアピール程度に限られてしまう事が想像されます。

3. これを機能させるためには、多くの教員がいじめ対策委員会に関わり、勉強するという事が重要です。しかし、現状では、委員会の構成メンバーが管理職に偏っており「管理職だけで作ります」と明言された校長先生もいらつしやいました。これでは、学級担任や教科担任、また初任の先生の参加が出来ません。委員会への参加を経験することで、いじめ問題についての理解を深め、対応能力を向上させることが出来るようになる訳ですから、全ての教員が委員会への参加を経験することが必要です。特に、SNSを利用して行われる現在のいじめ対応は、若い先生達の参加が不可欠です。若い先生から管理職が教わるという姿勢が無ければ、いじめ問題を学び予防対策を立てるといふ基本が確立されないでしょう。

4. さらに、あらゆる教員の参加は教員間のいじめ対策における回響性を描います。子どもたちのそばでいじめを発見出来、相談を受け生みの声を聞ける学級担任や教科担任が参加する組織になって初めて、いじめを発見した全ての教員がクラス担任制の枠を超えて、委員会へ報告する事が実現されるようになると考えます。

5. 法律施行後も、このように法律や基本方針の意図をあえて曲解させたり、さらには、自死事件のアンケート情報を学校がコントロールするという問題が山形県天童市他で起きており、法律の理念は理解されていません。真に、子どもと命を守る為の法律として機能させて頂くことを心より願っております。

いじめ対策の現状と課題についての小西議員への報告

はじめに

「いじめ防止対策推進法」と「いじめ防止基本方針」は、私の息子のいじめ自死事件や全国で起きた自死事件があり、学校や教育委員会の不適切な対応があったからこそこそ作られたものであり、いわば子どもたちの命と引き換えに作られたものだとして理解しています。しかしながら、施行から6か月も経った今なお、いじめによって子どもたちの命が奪われる悲惨な事件が全国で起こり、学校や教育委員会においては、法律・基本方針に則った適切な対応がなされていないのが現状です。一日でも早く新しい制度の正しい趣旨が学校教育現場で徹底されることを全国のいじめにあっている子どもたちや保護者は待ち望んでいます。

28条の重大事態の対処のためのガイドラインの制定を

現在、子どもの自殺が起きたり不登校が長期にわたるといった重大事態が起きた場合、重大事態の対処を定めるいじめ防止対策推進法28条等の解釈を恣意的に至曲した対応が学校や教育委員会においてなされています。法律が成立し、国の基本方針が策定された後も全国各地で遺族や被害者は、学校や教育委員会の不適切な対応に苦しめられ続けています。親の知る権利を表現するための法的な説明責任であるはずの情報の開示もされず、被害者から見ても公平・公正・中立・独立性が担保されたといえる第三者委員会の設置もままならない状況です。

- 山形県天童市で本年1月にいじめを背景とする自死事件が起こりましたが、学校や教育委員会はアンケートの開示を拒み、遺族の意見を無視して第三者委員会の設置をすすめようとしてきました。
- 広島県尾道市で重大ないじめにより長期間不登校となっている事件が起きていますが、第三者委員会の設置について、被害者側に説明が一切ないばかりか被害者側からの再三にわたる意見を無視して、委員の人選が行われ、設置要綱が作られ、第1回の会合が強行されました。

- 奈良県橿原市で昨年3月に発生したいじめを背景とした自死事件についても、当初、教育委員会や自治体による歪曲した解釈のもと、アンケートの開示に応じず、また、顧問弁護士を委員とするといった教育委員会や自治体の利害による人選が行われました。
- 2011年に起きた鹿児島県出水市のいじめ自死事件においては、事件から2年半を経過した今なおアンケートの開示がされず、本日、遺族は訴訟を提起しました。

私ども遺族としては、学校や自治体における酷った法律の解釈による誤った運用を防ぎ、新法の趣旨に則った実効性のある適切な対応がなされるためにも、国において、速やかに具体的な実効性のあるガイドラインを策定することを望みます。